

美しい成田を守り育む



マロニエ並木の景観(三里塚記念公園)

市では、良好な景観を保全・育成・創出するための成田市景観計画を定めています。多様な景観資産を大切にし、美しい成田を未来に継承していきましょう。

市内にある良好な景観を守るために、景観計画は次の通り決まりや制度を定めています。

建築などは事前に届出を

①届出対象行為

下表の届出対象行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに市へ届け出てください。

②事前相談

全ての建築行為を対象に、事前相談を受け付けています。

③事前協議

大規模な届出対象行為(高さが20メートルを超えるもの、延べ面積が3,000平方メートル以上のもので、区域面積が5,000平方メートル以上のもの)は、事前協議が必要です。協議は、届出の30日前までに始めてください。

市民と協働の景観づくり なれた景観資産の登録

市民の皆さんが推薦した未来へ

継承すべき良好な景観を「なれた景観資産」として登録します。

平成27年度登録の推薦期間は、平成27年10月30日(金)(必着)になります。

景観地域づくり団体・協定の認定

良好な景観の保全活動や美化活動に積極的に取り組んでいる市民や事業者、NPOなどを「景観地域づくり団体」として認定し、団体がつくる地域の協定を「景観地域づくり協定」として認定します。

景観地域づくり促進地区の指定

認定された景観地域づくり団体は、活動する地区を「景観地域づくり促進地区」に指定するよう、市に申し出ることができます。

※くわしくは都市計画課(20-

1590 ホームページ

届出対象行為	届出対象規模
建築物の新築・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更	高さが13mを超えるもの、または延べ面積が1,000㎡以上のもの
工作物の新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更	高さが15mを超えるもの
鉄塔、鉄柱、コンクリート柱、煙突、装飾塔、記念塔、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設そのほか ようへき擁壁、塀、柵そのほか	高さが2mを超え、かつ延長が30mを超えるもの
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)	区域面積が1,000㎡以上のもの
屋外で土石・廃棄物・再生資源などを積み上げる行為	区域面積が1,000㎡以上のもの
木竹の植栽・伐採	市街化区域
	そのほか
	伐採・植栽に係る区域面積が500㎡以上のもの
	伐採・植栽に係る区域面積が1,000㎡以上のもの